

産業廃棄物収集運搬業許可証

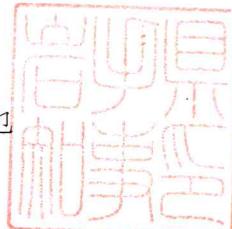
住所 秋田県湯沢市小野字西十日町83番地

氏名 株式会社湯沢クリーンセンター

代表取締役 安藤 誠一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和3年9月6日

許可の有効年月日 令和8年9月5日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

- 取扱う産業廃棄物（自動車等破碎物であるものを除く。）
- ・廃プラスチック類
 - ・紙くず
 - ・木くず
 - ・繊維くず
 - ・金属くず
 - ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず
 - ・がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 9月 6日 初回許可

平成18年 9月 5日 変更届出書受理（がれき類について、「アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。」と限定したこと。）

平成18年 9月 6日 更新許可

平成23年 9月 6日 更新許可

平成25年 5月 14日 変更届出書受理（本店所在地を秋田県湯沢市山田字四ツ屋1番地から変更したこと。）

平成28年 9月 6日 更新許可

令和 3年 9月 6日 更新許可

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

(以下、裏面記載)

以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白